

別記の関係団体の長 殿

大分労働局長  
( 公印省略 )

令和6年度化学物質管理強調月間の実施について(要請)

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、主唱しております。

本強調月間は、別添の「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和7年2月1日から2月28日までを化学物質管理強調月間として、

「 正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう 」

をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行います。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、より一層の化学物質管理活動を展開していただきますよう、傘下会員事業場等に対する周知等に格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」に定められた事項が実施されるよう、別紙「日常の化学物質管理の総点検」の活用についてきましても、併せて周知・啓発していただければ幸いです。

さらに、大分労働局では、事業場における自主的な化学物質管理活動について理解を深めていただけるよう、下記によりオンライン説明会を開催することとしましたので、多くの方の御参加をいただきたく、傘下会員事業場等へ、本説明会の開催に関する周知方、参加勧奨についても特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和6年2月7日(金)14時~15時
- 2 会 場 Zoomによるオンライン方式
- 3 その他 申込方法等の詳細については、別添「説明会の開催通知」を御参照ください。

別記（110団体等）

建設業労働災害防止協会 大分県支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大分県支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 大分県支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大分支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 津久見支部  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 佐伯支部  
（公社）建設荷役車両安全技術協会 大分県支部  
（一社）大分県労働基準協会  
（独）労働者健康安全機構 大分産業保健総合支援センター  
（一社）大分県建設業協会  
大分県建造物解体工事業協同組合  
大分県管工事協同組合連合会  
大分県電気工事業工業組合  
大分県屋根工事業協同組合  
大分県左官業組合連合会  
協同組合大分県塗装防水仕上工業会  
（一社）大分県鳶土工業連合会  
大分県建設型枠工事業協同組合  
大分県道路舗装協会  
大分県アスファルト合材協会  
全国造船安全衛生対策推進本部 九州・山口総支部大分支部  
（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部  
大分県社会保険労務士会  
（一社）大分県警備業協会  
（一社）大分県産業資源循環協会  
大分製鐵所 大協会  
（公社）日本作業環境測定協会 九州支部大分分会  
大分県中小企業団体中央会  
大分県商工会議所連合会  
大分県商工会連合会  
大分県経営者協会  
大分経済同友会  
日本労働組合総連合 大分県連合会  
U A ゼンセン 大分県支部  
大分市工業連合会  
大分県木材協同組合連合会  
大分県自動車車体整備協同組合

(一社)大分県自動車整備振興会  
(一社)日本砕石協会大分県支部  
大分県コンクリート製品協同組合  
大分県生コンクリート工業組合  
協同組合大分県鉄構工業会  
大分県森林組合連合会  
大分県味噌醤油工業協同組合  
大分県漁業協同組合  
(一社)大分県工業連合会  
大分県農業協同組合中央会  
大分県金属工業団地協同組合  
日田家具工業会  
(一社)大分県バス協会  
(一社)大分県タクシー協会  
(公社)大分県トラック協会  
日本自動車販売協会連合会 大分県支部  
大分合同新聞プレスセンター協同組合  
(一社)大分県銀行協会  
大分県飲食業生活衛生同業組合  
(福)大分県社会福祉協議会  
(公社)日本認知症グループホーム協会 大分支部  
(公社)大分県老人保健施設協会  
大分県ホームヘルパー協議会  
(一社)大分県介護福祉士会  
(公財)介護労働安定センター 大分支部  
大分県就労支援事業所協議会  
大分県保育連合会  
(一社)大分県ビルメンテナンス協会  
(一社)大分県医師会  
(一社)大分県歯科医師会  
大分商工会議所  
別府商工会議所  
中津商工会議所  
佐伯商工会議所  
日田商工会議所  
臼杵商工会議所  
津久見商工会議所  
宇佐商工会議所  
豊後高田商工会議所

竹田商工会議所  
中津市しもげ商工会  
宇佐両院商工会  
西国東商工会  
姫島村商工会  
国東市商工会  
杵築市商工会  
日出町商工会  
日田地区商工会  
玖珠町商工会  
九重町商工会  
由布市商工会  
野津原町商工会  
九州アルプス商工会  
豊後大野市商工会  
野津町商工会  
佐伯市番匠商工会  
佐伯市あまべ商工会  
(一社)大分県医師会  
豊後高田市医師会  
国東市医師会  
速見杵築市医師会  
大分郡市医師会  
大分東医師会  
佐伯市医師会  
豊後大野市医師会  
竹田市医師会  
玖珠郡医師会  
日田市医師会  
宇佐市医師会  
大分市医師会  
別府市医師会  
中津市医師会  
津久見市医師会  
臼杵市医師会

## 令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱

### 1. 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC） 化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学术界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

## 2. 期間

2月1日から2月28日までとする。

## 3. 実施体制

### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

### (5) 実施者

各事業者

## 4. 実施事項

### (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

#### (ア) 化学物質管理に係る啓発

化学物質管理の知見が十分でない第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

#### (イ) 化学物質に関する説明会等の開催

化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催

#### (ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通

#### (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発

#### (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布

#### (カ) 雑誌等を通じた広報

#### (キ) 事業者の実施事項についての指導援助

#### (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施

#### (ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

### (2) 実施者

(ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全デー

タシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認

(イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底

(ウ) ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等

a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認

b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施

c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施

d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認

f 特殊健康診断等による健康管理の徹底

g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底

(エ) 化学物質管理者の選任状況の確認

(オ) 日常の化学物質管理の総点検（別紙「自主点検表」参照。）

(カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視

(キ) スローガン等の掲示

スローガンは、必要に応じて以下より選択

・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場

・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント

・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

(ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

(ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

## 令和6年度化学物質管理強調月間における主催者の取組

主催者	取組の概要
厚生労働省	<p>化学物質管理強調月間特別イベント</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>化学物質管理の知見が必ずしも十分でない第三次産業や中小零細事業場を中心に、新たな化学物質規制を広く浸透させるため、東京（令和7年2月7日）、大阪（同月20日）において次の取り組みを実施（詳細は厚労省HPで公表予定）。</p> <p>実務に役立つワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第三次産業（ビルメンテナンス・清掃業界及び外食産業等）での洗浄作業で使用される洗浄剤を例に、SDSを用いたリスクアセスメント（以下「RA」という。）の実施とその結果に基づくリスク低減措置について、実践的な講習を実施する。</li></ul> <p>自律的管理に関するリスクコミュニケーションの開催</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・化学物質管理に関する有識者、業界関係者等を登壇者として、基調講演及び意見交換、事例紹介等を実施する。</li><li>・特に次の事項について取組事例等も交えて理解の促進を図る。<ul style="list-style-type: none"><li>ア）化学物質の自律的管理の概要</li><li>イ）化学物質の危険性、有害性情報の入手する仕組み</li><li>ウ）RAの実施とその結果に基づくリスク低減措置の方法（保護具の着用等）</li><li>エ）業種別マニュアルに基づくRAの実施とリスク低減措置</li></ul></li></ul>



主催者	取組の概要
中央労働災害防止協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ホームページに化学物質管理強調月間特設サイトを設置 管理者や責任者等を対象とした研修・セミナー情報のほか、事業場に役立つ情報を発信する。</li> <li>○ 中小規模事業場安全衛生サポート事業（無料）を活用し、中小事業者の化学物質管理を支援する。</li> <li>○ 化学物質管理を組織的に進めるための研修の開催、専門家の派遣等。</li> <li>○ 個人ばく露測定など、職場における化学物質管理のあり方等に関する相談窓口の開設。</li> <li>○ 化学物質管理強調月間図書・用品の取扱い（令和7年1月6日～2月28日にキャンペーンを実施）、関連図書の発行、スローガン入りポスターやのぼり、化学物質関連表示ボード等を制作・提供。</li> </ul>
経済産業省	<p style="text-align: center;">化学物質管理セミナー</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的：労働安全衛生法や化学物質排出把握管理促進法等について理解を促すこと</li> <li>・対象：事業者</li> <li>・プログラム：後日、経済産業省のホームページに掲載予定（SDS制度を中心とした内容にする予定）</li> </ul> <p><b>【時期】</b> 令和7年2月5日午後</p>






主催者	取組の概要
環境省	<p style="text-align: center;">アドバイザー制度利用促進キャンペーン</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質アドバイザー制度の利用促進キャンペーンを実施。</li> <li>・ 令和7年2月の派遣は、化学物質アドバイザーへ支払う旅費・謝金を環境省が負担 上限に達したため派遣費用負担は締め切りましたが、アドバイザー派遣は引き続き受け付けていますのでぜひご利用ください。</li> </ul> <p>【対象期間】 令和7年2月1日～28日（1か月間）</p> <p>【詳細】</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html">https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/irai/tetuduki.html</a></p> <p>【パンフレット】</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf">https://www.env.go.jp/chemi/communication/taiwa/book/advisorbook_202404_A4.pdf</a></p> <p style="text-align: center;">第21回「化学物質と環境に関する政策対話」</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた提言を目指し、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す。会場での一般傍聴やオンライン傍聴が可能。</li> </ul> <p>【実施時期】 令和7年2月7日</p> <p>【詳細】 1月中下旬に以下のサイトで傍聴登録等の詳細を案内。</p> <p><a href="https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/">https://www.env.go.jp/chemi/communication/seisakutaiwa/</a></p>



## 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（R A）対象物であるかを把握していますか。</p>	
<p><b>解説</b> 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のR A対象物は<a href="#">こちら</a>のリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p><a href="#">労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</a></p>	<p>R6.4.1 時点</p>  <p>R7, R8 追加分</p> 
<p>化学物質管理者を選任していますか。</p>	
<p><b>解説</b> 令和6年4月1日からR A対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo.2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<p>R Aを実施していますか。</p>	
<p><b>解説</b> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a></p> <p>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の  に  をつけてください。</p> <p><a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p>	<p>Q&amp;A</p>  <p>マニュアル</p> 

<p>R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	
<p><b>解説</b> 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a></p> <p>Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p> <p>のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の  に  をつけてください。</p>	
<p>安全データシート(SDS)とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	
<p><b>解説</b> 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q15-1 <a href="#">入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。</a></p> <p>Q15-2 <a href="#">ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p> <p></p>	
<p>(保護具を使用している場合)</p> <p>保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	
<p><b>解説</b> 保護具着用管理責任者の選任については、以下のQ&amp;Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p> <p></p>	
<p>(化学物質の譲渡・提供を行っている場合)</p> <p>ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。</p>	
<p><b>解説</b> 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q13-1 <a href="#">SDSはいつ交付しなければならないのか。</a></p> <p>Q13-2 <a href="#">ホームページでSDSを提供しても良いか。</a></p> <p></p>	

関係団体の長 殿

大分労働局労働基準部長

### 化学物質管理強調月間等説明会の開催について

平素より労働安全衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年2月を第1回として創設された化学物質管理強調月間が「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」をスローガンとし、全国一斉に展開することとなりました。

そこで、大分労働局では本強調月間の実施要綱に定められた事項が適切に講じられるよう周知を図るため、オンライン説明会を下記のとおり開催することとしました。

つきましては、多くの方の御参加御視聴をいただきたく、傘下会員事業場、関係者等へ、本説明会の開催に関する周知方、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、参加に当たっては、下記受付サイトから事前に申し込んでいただく必要があることにご注意ください。

#### 記

1 日 時 令和7年2月7日(金) 14時~15時

2 説明会の内容

- (1) 令和6年度化学物質管理強調月間の実施要綱及び化学物質管理活動について
- (2) 行動災害(転倒、腰痛)防止対策のポイントについて

3 事前申し込み先

労働局(労働基準関係)・労働基準監督署説明会等受付サイト

厚生労働省 説明会 受付



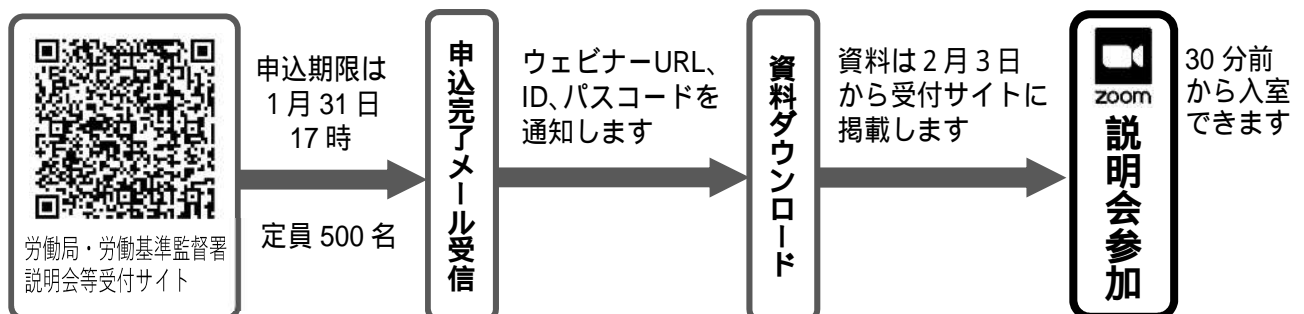
説明会番号 144-000-0004 申込期限 令和7年1月31日 17時 定員 500名

4 注意事項

- (1) 説明会に参加するにはインターネット環境が必要です。説明会を視聴する端末に Zoom アプリをインストールしてください。
- (2) Zoom のウェビナーURL、ウェビナーID、パスコードは、受付サイトからの申込完了メールで通知します。
- (3) 説明会資料は、2月3日以降に受付サイトに掲載します。あらかじめダウンロードしてお手元にご準備ください。
- (4) 説明会当日、Zoom へ参加する際の名前欄には受付サイトから通知された受付番号の「下4桁」を入力してください。

(担当官) 大分労働局 労働基準部 健康安全課 柴田 ☎ 097-536-3213

#### オンライン説明会 参加までの流れ



# 令和6年度 化学物質管理強調月間実施要綱

## 1 趣旨

国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれる。また、化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）のうち、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等の特別規則による規制の対象となっていない物質に起因するものが多数を占めている。

これらを踏まえ、特別規則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼とし、国によるばく露の上限となる基準等の制定、危険性・有害性に関する情報の伝達の仕組みの整備・拡充を前提として、事業者が、危険性・有害性の情報に基づくリスクアセスメントの結果に基づき、国の定める基準等の範囲内で、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入したところである。

こうした規制の対象となる化学物質（リスクアセスメント対象物）は順次拡大され、令和8年4月から約2,900物質が規制対象となるが、これに伴い、対策を講ずべき事業場の範囲が、従来の製造業中心から第三次産業を含めた幅広い業種に大幅に拡大する。また、業種・規模に関わらず、リスクアセスメント対象物を製造、取扱い等を行う全ての事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質を管理させる必要があり、化学物質管理の知見が十分でない第三次産業の事業場や中小零細事業場に対しても、新たな化学物質規制を広く浸透させる取組が重要となる。

また、国際的には、「化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）化学物質や廃棄物の有害な影響から解放された世界へ」（第5回国際化学物質管理会議採択）において、多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）における多様な主体（政府、政府間組織、市民社会、産業界、学術界等）によるライフサイクル（製造から製品への使用等を経て廃棄まで）を通じた化学物質管理が求められていることから、国内の化学物質管理において関係省庁が連携し相乗効果を高めていくことが必要である。

このような背景を踏まえ、厚生労働省は、経済産業省、環境省等の関係行政機関、災害防止団体等安全衛生関係団体、労働団体や事業者団体等の幅広い協力を得て、令和6年度化学物質管理強調月間を、以下のスローガンの下で展開することにより、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることとする。

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

2 期間 2月1日から2月28日までとする。

## 3 実施体制

- (1) 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- (2) 協力連携者 経済産業省、環境省
- (3) 協賛者 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
- (4) 協力者 関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体
- (5) 実施者 各事業者

## 4 実施事項

- (1) 主唱者・協力連携者・協賛者
  - (ア) 化学物質管理に係る啓発：化学物質管理の知見が十分でない

い第三次産業や中小零細事業場を重点として、化学物質管理を広く浸透させることを目的とした周知啓発活動の実施

- (イ) 化学物質に関する説明会等の開催：化学物質に関する法令や対策等に係る、化学物質管理に取り組む事業者向けの説明会等の開催
  - (ウ) 「化学物質と環境に関する政策対話」等の実施による情報共有及び意思疎通
  - (エ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
  - (オ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
  - (カ) 雑誌等を通じた広報
  - (キ) 事業者の実施事項についての指導援助
  - (ク) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
  - (ケ) (ア)～(ク)の事項を実施するため協力者に対し支援、協力の依頼
- (2) 実施者
- (ア) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
  - (イ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
  - (ウ) ラベル表示・安全データシート（SDS）交付、リスクアセスメントの実施等
    - a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
    - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
    - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
    - d 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
    - e 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
    - f 特殊健康診断等による健康管理の徹底
    - g 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
    - h 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
  - (エ) 化学物質管理者の選任状況の確認
  - (オ) 日常の化学物質管理の総点検
  - (カ) 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
  - (キ) スローガン等の掲示 スローガンは、必要に応じて以下より選択
    - ・正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう
    - ・危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
    - ・目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
    - ・化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検
  - (ク) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
  - (ケ) 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施